

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付要綱
(令和 6 年 7 月 5 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された本市の計画提案書（以下「本市提案書」という。）において対象とする地域の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）に基づき国から交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、予算の範囲内において間接補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）及び仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、国交付要綱、国実施要領及び規則において使用する用語の例による。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 本市提案書に定める地域をいう。
- (2) 対象施設 対象地域に所在する施設（敷地を含む。）をいう。
- (3) 補助事業 補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (5) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
- (6) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、対象施設に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該対象施設の所有者に販売するものをいう。
- (7) 初期費用ゼロサービス 対象施設の所有者が負担する初期費用が不要であるリースにより設備を設置するサービス又は電力販売による太陽光発電システムを設置するサービスをいう。
- (8) 初期費用ゼロサービス事業者 初期費用ゼロサービスを提供する者をいう。

- (9) 初期費用ゼロサービス利用者 初期費用ゼロサービスの提供を受ける者をいう。
- (10) 補助対象事業に係る設備利用者 補助対象事業により設置する設備を利用する者（初期費用ゼロサービス事業者が補助対象事業を行う場合は、初期費用ゼロサービス利用者）をいう。
- (11) 再エネ 100%電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス又は地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）をいう。
- (12) サービス料金 対象施設の所有者と初期費用ゼロサービス事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
- (13) 補助金執行団体 国が実施する補助事業に係る補助金の交付等に係る一連の事務を行う団体として、国が補助事業ごとに選定する者をいう。
- (14) WEBPRO 標準入力法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）で規定された省エネルギー基準（平成 28 年度基準）への適合性を判定するためのプログラムの一つで、建築物内の全ての室において床面積等の室仕様及び設備機器等の性能値を入力する方法をいう。
- (15) ZEB Ready 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物をいう。
- (16) ZEB Oriented 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 40%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物（事務所等、学校等、工場等）又は 30%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物（ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等）、及び「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPRO において現時点で評価されていない技術）を導入する建築物をいう。

（補助金の交付対象者）

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象施設を所有する者
- (2) 初期費用ゼロサービス事業者
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成 25 仙台市条例第 29 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と関係を有している者

- (3) 代表者又は役員のうちに暴力団員等（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人又は団体
- (4) 申請者が個人事業主の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を含む）を滞納している者
- (5) 申請者が法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納している者
- (6) 補助対象設備について国又は本市が実施する他の補助金の交付を受けている者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

（市税の滞納がないことの確認等）

第 4 条 前条第 2 項第 4 号及び第 5 号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（発行日から 30 日以内のものに限る。）を提出した場合は、この限りでない。

（市税の取扱い）

第 5 条 第 3 条第 2 項第 4 号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 319 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とし、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。

2 第 3 条第 2 項第 5 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

（補助事業の要件）

第 6 条 補助事業及び事業の実施に係る要件等は、次の各号のほか、別表第 1 第 1 項のとおりとする。

- (1) 初期費用ゼロサービス事業者が初期費用ゼロサービス利用者との間で締結する契約の要件は、別表第 2 に定めるとおりとする。
- (2) この要綱に定める補助金は、同一対象施設における、同一施工箇所の対象設備につき 1 回に限り交付するものとする。
- (3) 補助事業を実施する対象施設の所有者は、市長が別途通知する日までに当該対象施設の使用電力を再エネ 100%電力にするものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象設備ごとに算出した補助額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、3億円を上限とする。ただし、別表第1第2項に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定する補助額の算出に際しての補助対象となる経費は、消費税、地方消費税及び県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、事業計画書（様式第2号）及び別表第1第3項に掲げる書類を添えて、交付を申請する年度に市長が別途定める期日までに、市長に提出して行うものとする。ただし、補助事業の実施初年度に第11条第6項に規定する複数年度事業承認通知書を受けた者は、交付を受けようとする年度ごとに交付申請書を提出しなければならない。

- 2 申請者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助事業に着手しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- (1) やむを得ない事由により、次条の規定による交付決定の日より前に補助事業に着手する場合で、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金事前着手届出書（様式第3号。以下「事前着手届出書」という。）を市長に提出し、不備がないことの確認を受けたとき
- (2) 第11条第6項に規定する複数年度事業承認通知書を受けた場合において、次条に規定する交付決定の日の前日までに、補助事業に着手したとき

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請を受理してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付の決定については仙台市脱炭素先行地域づくり（事業者対象）補助金不交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金

の額に変更を生じないもの

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金変更等承認申請書（様式第6号）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金変更等承認通知書（様式第7号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 規則第5条第1項に定める条件のほか、規則第5条第2項の規定により市長が付す必要な条件として、補助事業者は事業の実施に係る契約相手方を、2者以上の見積合せにより選定するものとする。ただし、見積合せにより難しい事由があり、当該内容を市長が認めた場合は、この限りでない。

（複数年度事業の承認申請）

- 第11条 申請者は、複数年度にわたり補助金の交付を受けようとする場合は、第8条第1項に規定する交付の申請のほか、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金複数年度事業承認申請書（様式第8号。以下「複数年度事業承認申請書」という。）に別表第1第3項に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 2 複数年度事業承認申請書及び添付書類は、補助事業の実施初年度までに提出しなければならない。
 - 3 市長は、複数年度事業承認申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じた現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適当と認めた場合は、複数年度事業の承認を決定するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査等により、複数年度事業が不適当と認めた場合は、複数年度事業の不承認を決定するものとする。
 - 5 市長は、複数年度事業承認申請書を受理した日から30日以内に、第3項又は前項の決定をするものとし、必要があると認めた場合は、第3項の決定に関し、申請者に条件を付することができるものとする。
 - 6 複数年度事業について承認した場合は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金複数年度事業承認通知書（様式第9号）を、不承認の場合は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金複数年度事業不承認通知書（様式第10号）により申請者へ通知する。

（申請の取下げ）

- 第12条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の日から30日を経過する日までに仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金交付申請取下書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金実績報告書(様式第 12 号。以下「実績報告書」という。)に別表第 1 第 4 項に掲げる書類を添えて、原則として、補助事業が完了した日から 30 日以内又は補助事業を実施する年度の 2 月 15 日までのいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付額確定通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

(手続きの代行)

第 15 条 この要綱による補助を受けて補助事業を実施しようとする者(初期費用ゼロサービス事業者を除く。)は、この要綱に定める申請手続きについて、補助事業に要する設備等を販売し、又は設置する者に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。

(是正のための措置)

第 16 条 市長は、第 13 条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、第 14 条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第 14 条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合は、速やかに仙台市脱炭素先行地域づくり事業(事業者対象)補助金交付請求書(様式第 14 号)により、市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第 20 条第 1 項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ仙台市脱炭素先行地域づくり事業（事業者対象）補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、環境省東北地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対して書面で通知する。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると思込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 市長は、第 2 項の規定による申請をした者について、正当な理由がないと認めたときは、当該申請者に対して書面で通知する。

(立入検査等)

第 21 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(自家消費割合の報告)

第 23 条 太陽光発電設備に係る補助事業者は、市長が別途通知する日までに、仙台市脱炭素先行地域(事業者対象)補助金に係る自家消費割合実績報告書(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。

(再エネ 100%電力契約状況の報告)

第 24 条 補助対象事業に係る設備利用者は、市長が別途通知する日までに、仙台市脱炭素先行地域(事業者対象)づくり事業補助金に係る再エネ 100%電力契約状況報告書(第 17 号様式)を市長に提出しなければならない。

(脱炭素都市先行地域づくり事業等に関する協力)

第 25 条 市長は、補助事業者及び初期費用ゼロサービス利用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況や二酸化炭素排出削減量等に関するアンケート
- (2) その他市が進める脱炭素都市先行地域づくり事業等に関する事項
- (3) 今後、国等から各種データの追加要望がある場合に協力を依頼する事項

2 補助事業者及び初期費用ゼロサービス利用者は、前項の事項について、市長から協力を求められた場合は、これに応じ、必要な協力をしなければならない。

(委任)

第 26 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 8 日から実施する。

(経過措置)

2 令和 6 年 4 月 1 日以降から本要綱実施日までに、本市と協議を経て書面による届出を行った上で補助事業に着手した場合においては、第 8 条第 2 項第 1 号に規定する事前着手届出書の提出があったものとみなす。

附 則 (令和 7 年 3 月 27 日改正)

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条及び第 13 条関係）

- 1 補助事業及び事業の実施に係る要件等は、国実施要領別紙 1 の 1. 事業の要件（ただし、カ及びケについては、令和 5 年 1 月 13 日環地域事発第 2301131 号改正の交付率等の規定を適用とする。）の規定によるほか、下表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象設備	補助率	事業実施主体	補助要件
再エネ設備整備	太陽光発電設備	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のア（ア）	のとおり
基盤インフラ整備	蓄電池	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のイ（エ）	のとおり
	BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のイ（オ）	のとおり
	充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のイ（キ）	のとおり
省 CO2 等設備整備	E V 清掃車	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のウ（タ）	のとおり
	高効率換気空調設備	2 / 3	国実施要領の別紙 1 の 2. 交付対象事業の内容のウ（テ）	のとおり
	高効率照明機器	2 / 3		
	高効率給湯器	2 / 3		

- 2 補助上限額の特例は、WEBPRO 標準入力法による ZEB 可能性診断結果が、ZEB Ready 以上（延べ床面積が 10,000 m²以上の建物の改修については、ZEB Oriented 以上）であり、かつ、省エネルギー性能表示に関する第三者認証を受けた補助事業であるほか、適用条件は下表のとおりとする。

適用条件	特例措置
対象施設の改修	補助上限なし
対象地域における新築（建替えを含む）	上限額 5 億円

3 交付申請書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 事業計画書（様式第2号）（事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること） (2) 法人の場合、商業登記簿履歴事項全部証明書等（発行日から3か月以内のもの）。個人事業主の場合、個人営業証明書若しくは住民票 (3) 建物の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）。 (4) 申請者が賃借人の場合、賃貸契約書の写し等 (5) 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として2者以上の見積書を提出するものとし、これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること） (6) CO2削減効果の算定根拠資料 (7) 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できること） (8) リースの場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 (9) 電力販売の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 (10) 補助対象設備の仕様書又はカタログ (11) 別表第1第2項に該当する場合、BELS評価書の写し。ただし、これによりがたい場合は、WEBPRO標準入力法によるZEB可能性診断結果が、ZEB Ready以上（延べ床面積が10,000㎡以上の建物の改修については、ZEB Oriented以上）であることが分かる書類とし、BELS評価書は取得後すみやかに提出すること (12) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備、蓄電池、BEMS、充放電設備（充放電設備充電設備、外部給電器）、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器	(1) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの (2) 施工前の写真（既に設置している設備等を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）） (3) 太陽光発電設備の場合は、年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料 (4) 蓄電池の場合は、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する

	補助対象事業における補助対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類
--	--

4 実績報告書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 契約書等の写し (2) 領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書又はこれに代わるもの (3) リースの場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (4) 電力販売の場合、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真（(3)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ (2) 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。以下同じ。）又はこれに代わるもの (3) 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
蓄電池	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真（(3)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ (2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの (3) 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し (4) 業務用蓄電池（20kWh 超）の場合、仙台市火災予防条例第 56 条に規定する蓄電池設備設置（変更）届出書の写し

充放電設備（充放電設備、充電設備、外部給電器）	(1) 導入設備の次の部分についての導入後の写真（(4)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ア 充放電設備、充電設備、外部給電器 (2) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄であることが分かる書類 (3) 充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料（システム系統図及び単線結線図等） (4) 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
E V清掃車	(1) 導入車両の写真（(2)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを車両ナンバー等の写真を用いて確認できること） (2) 車検証又は納車証明書等の写し
BEMS、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器	(1) 導入設備について、設置後の写真（(3)で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） (2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの (3) 出荷証明書、納品書又は保証書等の写し

別表第2（第6条関係）

リースの場合	1 リースを行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。 2 サービス料金から補助金の交付額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な設置等を証明できる書類を備えること。リース期間が処分制限期間より短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 3 補助対象設備が設置される施設（敷地を含む）の所有者に対して、補助金の交付申請をすること及び当該契約金額は前項に従って補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されたものであること。
--------	---

電力販売の場合	1 電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額相当分の10分の9とすることができる。 2 サービス料金から補助金の交付額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。 3 補助対象太陽光発電設備が設置される施設（敷地を含む）の所有者に対して、補助金の交付申請をすること及びサービス料金は前項に従って当該補助金の交付額相当分（電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業である場合は補助金の交付額相当分の10分の9とすることも可）が控除されていることが証明されたものであること。
---------	---